

災害廃棄物の試験焼却に関するQ & A

平成24年6月
酒田市環境衛生課

Q1 どうして災害廃棄物を受け入れるのですか。

A 東日本大震災で発生した廃棄物は、岩手県・宮城県でそれぞれ通常のごみ量の12年分、14年分と言われるほど膨大な量ですが、処理施設の不足で思うように処理が進んでいません。被災地の一日も早い復興のためには、全国の自治体が協力して廃棄物を処理することが必要です。

酒田市は、昭和51年の酒田大火の際に、全国からたくさんの支援を受けて復興してきた歴史がありますので、災害廃棄物の処理により被災地の復興を支援したいと考えています。

また、酒田市議会でも、平成24年3月定例会において、「東日本大震災に係る災害廃棄物の受入処理に関する決議」を全会一致で可決し、放射能の不安のないことが確認されたものについて、受入処理に協力することを求めています。

Q2 どの災害廃棄物を受け入れるのですか。また、なぜその災害廃棄物を受け入れるのですか。

A 宮城県松島町の災害廃棄物の受け入れについて検討しています。

酒田市では、これまで山形県や被災地市町の災害廃棄物の処理を受託している宮城県などと相談をしてきましたが、宮城県では、処理方法や量を精査中であり検討する時間が必要ということでした。

こうしたなかで、宮城県に災害廃棄物の処理を委託せずに独自で処理を行っている松島町より、環境省、山形県をとおして広域処理の要請があったことから、受け入れについて検討してきているものです。

Q3 宮城県松島町から広域処理の要請があった災害廃棄物はどのくらいの量なのですか。また、災害廃棄物はどんなものなのですか。

A 宮城県松島町からは、約1,000トンの災害廃棄物の受け入れ要請がきています。

松島町では、今後処理しなければならない災害廃棄物のうち可燃物の量は

3,200 トンと見込んでおり、そのうち現地で年度内に処理できる 2,200 トンを除いた量を広域処理でお願いしたいと考えています。

要請のあった災害廃棄物は、東日本大震災により損壊した建物の解体により生じた可燃物で、紙くず、プラスチック類、繊維くず、細かな木片などとなっています。

Q4 それだけの災害廃棄物を受け入れて、通常のごみ処理に影響はないのですか。

A 災害廃棄物の受入れは、酒田地区広域行政組合のごみ処理施設において通常のごみ処理に支障がない範囲で行うこととしています。したがって、災害廃棄物のみを焼却するのではなく、一般の家庭ごみと混ぜて焼却しますが、1日当たり約 10 トンの災害廃棄物の焼却が可能と考えています。これにより、要請のあった約 1,000 トンの災害廃棄物の処理は、平成 24 年度中には終了できるものと見込んでいます。

Q5 宮城県松島町の災害廃棄物の放射性セシウム濃度など放射能が心配なのですが。

A 4 月 19 日に測定した結果によると、松島町の災害廃棄物の放射性セシウム濃度は放射性検出下限値未満でした。また、3 月 8 日の測定では、放射性セシウム 137 の濃度が 12 ベクレル/kg となっています。この数値は、山形県の災害廃棄物を焼却する場合の受け入れ基準である 200 ベクレル/kg を大きく下回っており、安全に処理できるレベルにあると考えられます。

また、5 月 18 日に酒田市が松島町の災害廃棄物仮置き場で測定した空間放射線量率は、1 時間当たり 0.07~0.08 マイクロシーベルトでした。酒田市の同日の測定値が 1 時間当たり 0.06~0.07 マイクロシーベルトでしたので、比較しても大きな違いはない状況です。

Q6 酒田市で受け入れる場合の放射能などの基準はどのようなものですか。

A 酒田市では災害廃棄物の受け入れについて、市民の安全・安心を確保するため、山形県の「災害廃棄物等の山形県内への受け入れに関する基本的な考え方」に準拠して取り扱うこととしています。

山形県の基準では、県民の安全・安心をより一層確保できるよう、埋立処分する災害廃棄物の放射性セシウム濃度を、国の基準の倍厳しい 4,000 ベクレル/kg 以下としています。また、災害廃棄物を焼却する場合の放射性セシウム濃

度を、焼却後の灰の埋立処分を考慮し、200 ベクレル/kg以下であることとして
います。

詳しくは、山形県や環境省のホームページをご覧ください。

[山形県「災害廃棄物等の山形県内への受け入れに関する基本的な考え方」](#)

[環境省「広域処理情報サイト」](#)

[環境省「災害廃棄物の広域処理の安全性について（第1版）」](#)

Q7 試験焼却は何のために行うのですか。

A 災害廃棄物の試験焼却は、焼却する災害廃棄物や焼却後の焼却灰、排ガスなどの放射性セシウム濃度を測定するとともに、試験焼却前後の周辺の住宅地の空間放射線量率などを測定し、災害廃棄物の焼却処理の安全性を確認するために行うものです。

また、搬入される災害廃棄物の性状が酒田地区広域行政組合のごみ処理施設で焼却できるように分別されているかどうかや、その搬入方法が適切に行われているのかなどの処理方法を検証するために行うものです。

Q8 試験焼却の災害廃棄物はどのようにして被災地から運ばれ、どのようにして処分されるのですか。

A 災害廃棄物は、被災地において選別した後、放射性セシウム濃度と空間放射線量率を測定し、基準値以下であることを確認したうえで、シート掛けダンプトラックなど、十分な飛散防止措置を講じた車輛で酒田地区広域行政組合ごみ処理施設に搬入します。その後、焼却処理を行い、焼却に伴い発生する焼却灰等の放射性セシウム濃度が基準値以下であることを確認したうえで、最終処分場に埋立します。

Q9 基準値を超える焼却灰が発生した場合は、どうするのですか。

A 万が一、基準を超えた場合は、直ちに災害廃棄物の受け入れを中止するとともに、焼却灰は返却します。

Q10 災害廃棄物の試験焼却により、放射性物質が大気中に飛散することはないのですか。

A 災害廃棄物を焼却した場合、排ガスと一緒に流れた放射性セシウムは排ガス

が冷却される過程で排ガス中の微粒子の灰（ばいじん）に凝集したり、吸着されます。酒田地区広域行政組合のごみ処理施設には、排ガス中のばいじんを除去する高性能の排ガス処理設備（バグフィルター）が備わっておりますが、国の実証実験によると、このような設備がある場合、排ガスから放射性セシウムを99.9%以上除去でき、ほぼ大気中への放出を防げることが確認されています。

詳しくは、環境省のホームページをご覧ください。

[環境省「災害廃棄物の広域処理の安全性について」](#)

Q11 試験焼却の焼却灰が埋め立てられる最終処分場は、危険ではないのですか。

A 災害廃棄物の焼却灰は、通常的生活ごみと同様に最終処分場に埋立てますが、埋立て終了後は、埋立てした焼却灰の上部を50cm以上の土で覆います。それにより99.8%の放射線を遮へいできますので、処分場周辺の住民の方が受ける放射線量は0.01ミリシーベルト／年以下となります。追加的被ばく線量は1ミリシーベルト／年を超えないこととされていますので、住民の健康に対しては、一層の安全性が確保できます。

詳しくは、環境省のホームページをご覧ください。

[環境省「災害廃棄物の広域処理の安全性について」](#)

Q12 最終処分場から放射性物質が流出することはないのですか。

A 放射性セシウムは、土の粘土質に強く引き付けられるので、いったん土にくっつくと地下に浸透しにくい性質をもちますし、土で覆いますので飛散の心配はありません。また、埋立場所を他の廃棄物と区分し分散しないよう管理します。さらに、最終処分場は地下水の汚染防止のための遮水シートが敷設されており、地下水を汚染することがない構造となっていますので、この点でも安心です。なお、定期的に最終処分場の空間放射線量率を測定したり、放流水や最終処分場内の井戸水の放射線セシウム濃度を測定し、周辺の環境に影響がないことを確認します。

Q13 風評被害が発生するのではないかと心配です。

A 風評被害は、放射性物質に対する誤解や情報不足によるものと考えられます。酒田市では、放射線量の測定結果や安全性に関する情報を広く発信し、その防止に努めます。

なお、国においても風評被害の未然防止に万全を尽くすこととしています。

詳しくは、環境省のホームページをご覧ください。

[環境省「広域処理情報サイト」よくある質問ページ](#)